

議案第 66 号

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

放課後児童健全育成事業の推進を図るため、若竹学童クラブ及び増戸学童クラブを、待機児童の解消を目的に、児童館機能付き学童クラブとすることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

あきる野市学童クラブ条例（平成 20 年あきる野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「午前 9 時」を「午前 8 時」に改め、同項第 3 号中「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時」に改め、同条第 2 項中「次のとおり」を「午後 7 時まで」に改め、同項各号を削る。

第 7 条第 2 項ただし書を削る。

第 10 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、増戸学童クラブは除く。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
若竹学童クラブ	あきる野市野辺 1 1 2 3 番地
若葉学童クラブ	あきる野市上代継 3 0 3 番地 5
南秋留学童クラブ	あきる野市雨間 8 0 1 番地 2
屋城学童クラブ	あきる野市二宮東一丁目 1 3 番地 1
一の谷学童クラブ	あきる野市引田 9 2 8 番地
草花学童クラブ	あきる野市草花 3 1 3 0 番地
前田学童クラブ	あきる野市野辺 1 2 6 番地 4
多西学童クラブ	あきる野市草花 2 5 7 2 番地
五日市学童クラブ	あきる野市五日市 3 1 5 番地及びあきる野市五日市 4 1 4 番地 5
増戸学童クラブ	あきる野市伊奈 1 1 5 7 番地 5 及びあきる野市伊奈 1 1 7 3 番地
秋留台学童クラブ	あきる野市二宮 3 5 0 番地

別表第 2（第 10 条関係）

名称	呼称
若竹学童クラブ	若竹児童館

屋城学童クラブ	屋城児童館
草花学童クラブ	草花児童センター
増戸学童クラブ	五日市児童館増戸分館

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。